

(平成25年2月28日 試行通知、令和元年6月4日最終改正)

制度の概要

本制度は、今後の品質確保の方向として、従来、発注者による監督・検査業務や施工者による品質管理として段階的に実施してきた施工管理に代えて、工事実施状況など現場における**施工プロセスを臨場により確認することにより、工事の品質確保と発注者、施工者双方の業務の効率化を図ることとし、そのために発注者、施工者以外の相当の技術力を有した第三者を活用した施工管理体制の確立を図るものである。**

制度の目的と効果

・品質の確保

現行の段階毎(言わば点)や抽出による確認から施工プロセス(重要な施工段階の実施状況、品質・出来形の全数)を臨場により確認する。

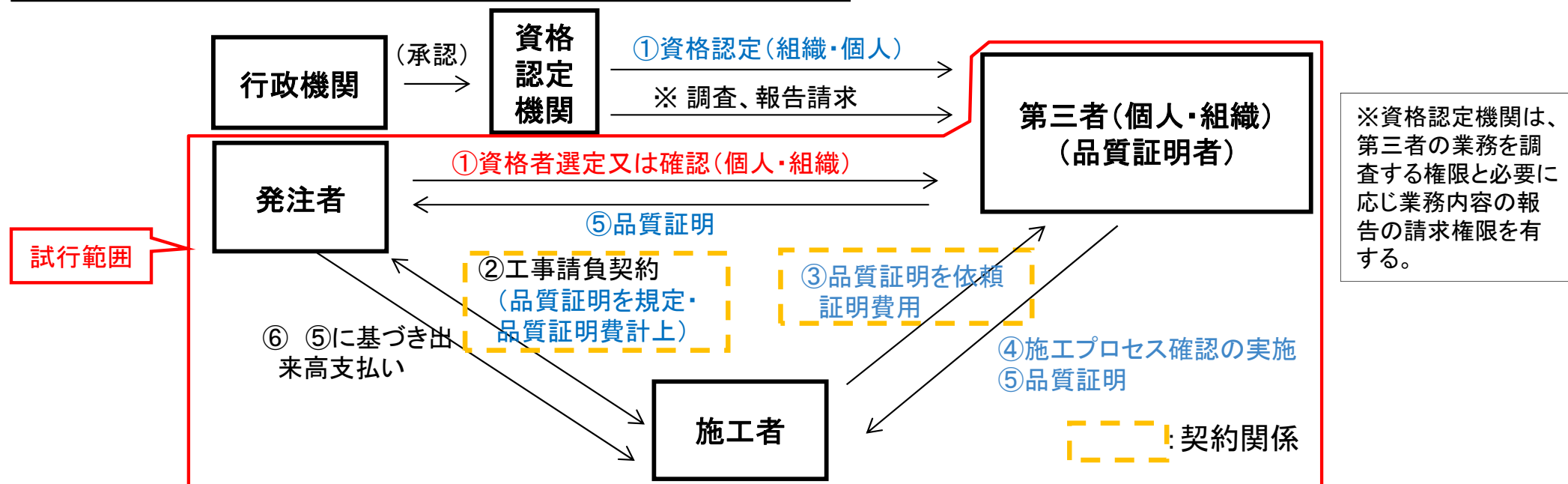
・施工の効率化とキャッシュフローの改善

従来、発注者が実施していた監督業務での確認行為が省略されることから、自主的な工程管理が促進されるとともに、検査時の確認行為の簡素化による施工写真の省略や検査書類作成等の負担の軽減、出来高部分払いの促進によるキャッシュフローの改善が図られる。

・監督、検査業務の効率化

発注者にとっては、第三者による品質証明により、従来から実施している監督や検査業務の相当程度を第三者が行う確認に代えることとなるため、業務の効率化が図られる。

施工者と契約した第三者による品質証明の流れ



【試行内容】

- ① 試行では、第三者 (品質証明者) として、一定の資格 (技術士・一級土木等の資格 + 技術者経験20年 + 現場経験) を有する者とする (① 発注者があらかじめリストアップした者から施工者が選定 ② 施工者が選定した者を発注者が確認)
- ② 工事の請負契約時に、品質証明を規定するとともに証明費用を計上する
- ③ 施工者から第三者に品質証明を依頼し、費用を支払う
- ④ 品質証明者は、品質証明チェックシートに基づき施工プロセスの確認を実施する
- ⑤ 品質証明者は、施工者及び発注者に品質証明結果を提出する
- ⑥ 発注者は、監督、検査に⑤の証明を活用し、業務の効率化と出来高部分払いの推進を図る

・第三者の役割

第三者は、将来的には、現場臨場による品質確認を行い、**証明(サイン)のみ**により品質証明及び支払いを可能とするものとする。(当面は、チェックシートの項目に基づき確認を行う)

・第三者の資質と地位

第三者は、現場臨場により工事の実施状況、品質、出来形など工事目的物の品質を証明することから、工事の施工や品質について**相当程度の技術的能力と知見**が要求される。

また、第三者の証明に基づき支払いがなされることから**高い倫理観**が要求される。

したがって、第三者は、既存の技術者資格の他、技術者経験と現場の実務経験を要件とし、倫理規定を設け、適正な報酬を確保することで**社会的地位を確立することを目指す**。

・第三者の要件：試行においては、①資格と、②実務経験を求める

①資格要件：下記の①～⑤のいずれかの資格を有すること

- ①技術士(建設部門、総合技術監理部門(建設))
- ②一級土木施工管理技士
- ③土木学会(特別上級、上級、1級)技術者
- ④公共工事品質確保技術者(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)、又は発注者が認めた同等の資格を有する者
- ⑤RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者 (同等:ガイドラインに明記)

②実務経験：技術者経験が20年以上、かつ、下記の①～③のいずれかの経験を有すること

- ①国土交通省発注工事の監理技術者又は主任技術者
- ②国土交通省発注工事の監督支援業務の現場技術員(ただし、内業は除く)
- ③国土交通省発注工事の総括監督員、主任監督員又は技術検査官